

【新型コロナウイルス】豪州渡航者に対する出発前72時間以内のCOVID-19陰性証明提出
要請（1月22日（金）より）

2021年1月19日
在ブリスベン総領事館

● 1月8日（金）、モリソン首相が国家内閣後の記者会見で発表した、豪州への渡航者に対する出発前のCOVID-19感染検査について、15日（金）、連邦政府はホームページ上に詳細を掲載しました。

● 1月22日（金）から、5歳以上の豪州への渡航者（豪州をトランジットで通過する者も含む）は、出発前72時間以内のCOVID-19検査（陰性証明）が必要となります。日本に一時帰国等されている方も豪州に戻られる際には、連邦政府ホームページ等で手続き等の最新情報をご確認ください。

1 1月22日（金）（出発地の現地時間）以降に出発するフライトで豪州に渡航する方は、チェックイン時にCOVID-19検査の陰性証明を提示する必要があります。PCR検査が望ましいとされていますが、PCR検査が行われていない場合には他の検査でも可としています。

2 当該検査については、フライト（豪州渡航のために1つ以上の乗継便を予約している場合は最初のフライト）出発予定時刻前72時間以内に検査を受ける必要があります。

3 当該検査の陰性証明には、英語で記載された以下の情報が含まれている必要があります。陰性証明は紙によるものが望ましいですが、必要な情報を含む電子データ（Eメールやテキストメッセージに埋め込まれた文書等）での提示も可能です。

- (1) 旅行者の氏名、生年月日
- (2) 検査結果（例：「negative」、「not detected」）
- (3) 検査方法（例：「PCR test」）
- (4) 検体採取日
- (5) 検査結果の承認日、承認者の氏名
- (6) 検査実施機関（laboratory / clinic / facility）の名称、住所
- (7) 当該検査実施機関（laboratory）の所属する認定機関（分かる場合）

4 搭乗時に4歳以下の子供は当該陰性証明が不要です。その他脆弱な方は当該陰性証明が免除される場合があります（免除の可否は豪州政府が判断）。

5 豪州をトランジットで通過するだけの方も当該陰性証明が必要です。

6 ニュージーランドからの隔離なし（green zone）フライトで豪州に渡航する方は、当該検査が不要になります。

7 COVID-19ワクチン接種者も当該陰性証明が必要です。

8 豪州渡航時の機内及び豪州の空港におけるマスク着用は義務となります。

良くある質問（FAQ）を含む本件の詳細は、以下の連邦政府ウェブサイト（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers/coronavirus-covid-19-frequently-asked-questions-international-passengers#predeparture-testing>

海外から豪州に渡航する場合の各種条件・規制等の全体像については、以下の連邦政府ウェブサイト（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers#travel-into-australia>」

本件については、以下1月8日付当館領事メールもご覧下さい。

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus08012021_4.pdf

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。〈問い合わせ先〉在ブリスベン日本国総領事館 住所:Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000 電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878 ※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（「たびレジ」良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/fq.html>